

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 五二六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五二六
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 五二六
- 道路の供用を開始する件 五二六
- 公 告 五二六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 五二六
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 五二六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五二六

告 示

福島県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平谷川瀬三丁目二番地一〇ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から令和四年十一月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

令和四年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字栄富字橋坂甲一四四五の一、甲一四四五の六
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字嵜り六八八三の一〇
 - 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字弥五島字若水九〇の一、九〇の九、九六の一、九六の三、五二二三の一〇、五二二三の一
 - 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字白岩字向平二六一六の一、二六一六の三、二六一六の四
 - 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百四十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和四年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町長野字向山三一九六の二五(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
雪崩なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町田島字八千窪甲一六四八の八
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町湯ノ花字後沢山丙三三三の一
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

公 告

(道路計画課)

路 線 名	一般国道二一八号
供 用 開 始 の 区 間	岩瀬郡天栄村大字牧之内字権太倉 国有林一〇七二林班ふ一小班地先 から 同 郡同 村大字羽鳥字入牧場二 番一地主まで
供 用 開 始 の 期 日	令和四年十一月二七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第七百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十一月二十五日

(森林保全課)

産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町浜野字井戸沢九四三の二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

公告第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
令和四年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津中央土地改良区

退任した役員
佐藤 氏名

住所

理事 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

(農村計画課)

公告第二百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。
令和四年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区連合の名称
会津南部土地改良区連合

退任した役員
佐藤 氏名

住所

理事 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

同 齋藤 善平 同 郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地

同 横山 源栄 同 郡同 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

同 岩淵 一 同 郡同 町大字青木字葭尻六番地

同 岩淵 清隆 同 郡同 町大字福原字家東一六番地

(農村計画課)

公告第二百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和四年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
西会津町土地改良区

退任した役員
佐藤 氏名

住所

役別 氏名

